

平成29年度 第1回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律21条第1項による

2. 日 時 平成29年4月9日 午後3時

3. 場 所 ろくじ館会議室

4. 議 題 議案第1号 農地法第3条許可申請書審議

議案第2号 農地法第4条許可申請書審議

議案第3号 農地法第5条許可申請書審議

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

5. その他

6. 出席委員

農業委員

1 番 藤田 日出夫

2 番 島津 和徳

3 番 平井 豪

4 番 福永 浩紀

5 番 野口 清綱

6 番 宮川 安明

8 番 志垣 保博

9 番 井芹 康雄

10 番 佐藤 礼治

11 番 奥村 大助

12 番 五嶋 靖

13 番 岡本 篤幸

14 番 坂本 秀孝

農地利用最適化推進委員

山下 佳人利

井上 良治

田上 安幸

河嶋 隆雄

田上 康則

本郷 博行

山形 學

松本 茂

北林 誠楠

本田 廣正

東 功

7. 欠席委員

7 番委員 田上紀世美

山形 學

8. 議事録署名人

13 番 岡本 篤幸

14 番 坂本 秀孝

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 岡本 幹春

事務局職員 本田 裕一郎、浅木 友治

会 議

1. 開 会

事務局長 総会の成立要件について申し上げます。本日の出席委員は13名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することをご報告いたします。

会 長 あいさつ。

事務局長 議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、13番委員の岡本委員と14番委員の坂本委員にお願いします。

事務局長 議事の進行につきましては、会議規則第4条の規程に基づき会長にお願いします。

会 長 議案第1号農地法第3条許可申請書審議について を議題といたします。

事務局から説明をお願いください。

事務局長 議案第1号、農地法第3条許可申請書審議について、農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので許可の決定について意見を求めるものでございます。平成29年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

会 長 はい。それでは、審議に入りたいと思います。議案第1号、番号1番につきまして、○番委員から説明をお願いいたします。

○ 番 ○番委員です。議案第1号、農地法第3条許可申請書審議調書1番を説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類)説明。

会 長 申請土地の位置について、事務局から説明をお願いします。

事務局 地図につきましては、3ページに添付しておりますが前のスクリーンにおいて説明します。真ん中を通る道が県道嘉島甲佐線で、スクリーン右側が〇〇集落です。申請地につきましては、〇〇集落の周辺に1枚。県道〇〇線の画面真ん中の辺りから南へ100メートルほど行った辺りに2枚となっております。

会 長 続きまして、○番委員から農地の賃借権設定について、農地法上問題がないかの説明をお願いいたします。

委員 農地の賃借権設定について農地法上問題がないか、説明いたします。譲受人である〇〇さんは米、麦、大豆、ニラを栽培されている農家です。契約の種類としましては、耕作賃借権設定5年です。移動の理由としましては経営規模拡大で、申請された土地の内容を農地法に照らして問題ないか説明いたします。ラミネートを御覧いただきたいと思いますが、

①番については、取得する土地の小作契約はありません。

②については、トラクター、田植え機、コンバイン、動力噴霧機等を所有しておられ、すべて農地を有効的に利用される計画ですので、問題ないと思われます。

③については、該当いたしません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり取得後、農地を適正に管理するこ

とに、何ら問題はないかと思われます。

⑤につきましては、取得後の耕作面積が24,284平方メートルで下限面積をクリアいたします。

⑥については、該当いたしません。

⑦についても、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行ってありますので、○番委員から説明をお願いいたします。

○ 番 先月の3月29日に会長、○○委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、○○地区の県道○○線沿いにある農地3筆です。申請者である○○さんは、現在、米、麦、大豆、ニラの栽培を行われており、今回の申請地に米、麦、大豆の作付等を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、○番委員ら現地調査の報告。また、○番委員から、農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。はい。それでは、採決を行ないます。許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号1番につきましては、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番、番号3番につきましては、相手方(譲受人)が同一でありますので、一緒に審議をしたいと思います。

○番委員から説明をお願いいたします。

○ 番 それでは、第1号議案。第2号、2、3について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類)説明。

会 長 申請土地の位置について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 地図は、4ページに添付しておりますが前のスクリーンで説明します。

スクリーン右上に緑川が流れており、○川に架かる橋として○○橋が右上から架かっております。スクリーンの真ん中から左の方に○集落があります。

申請地につきましては、○橋を渡りまして、○○方面へ行ったところに2筆あります。場所の説明は以上です。

会 長 ○番委員から農地の所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○ 番 農地所有権移転について、農地法問題がないか説明をいたします。譲渡人である○○さんは、○集落でWC S用イネの栽培を行われています。今回の申請農地については、譲受人である○○さん、○○さんが農地の管理が出来なくなったため、購入依頼があり、今回の所有権移転にいたったところです。契約の種類といたしまして

は、所有権移転（有償）です。移動の理由としまして経営規模拡大。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。それではラミネートの、

② について、取得する土地に小作契約はありません。

②については、集落の畜産農家の方と契約をされており、すべて農地を効率的に利用されると思われるため、問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は100日程度となっており、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題はないかと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が5,649平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 これも現地調査を行ってありますので、○番委員から説明をお願いします。

○ 番 先月3月29日に会長、○○委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

今回の申請農地は、○地区の○○川沿いにある農地2筆です。申請者である○○さんは、○集落でWCS用イネを栽培されております。今回の申請される農地にもWCS用イネ、作付を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 ○番委員から現地調査。それから、○番委員から、農地法第3条2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

はい。○番委員。

○ 番 中間管理機構を使った方が有利な点が多いかと思いますが。この場合は直接売買をされていますが何か理由があるのでしょうか。何か御存知であれば。

会 長 事務局から説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構を利用して農地を売買する場合のメリットとしては、農地を売られた方や農地を買われた方に税金の軽減措置があります。

このため、農地中間管理機構を利用した方が良いと思われますが、要件をクリアする必要があります。

まず、対象農地が農振農用地区域内にあることが要件となります。今回は、農振農用地区域内の農地であるため、これはクリアします。

他にも、認定農業者とか担い手と言われる人たちに農地を集めるための制度です。

今回の譲受人は、中心的経営体ではないのでこの優遇措置が受けられませんので相対で売買をされたところでございます。

会 長 それから、価格については私に譲受人から売買実績等のお尋ねがありましたので、

今ここに提案している価格を提示して了解をいただきましたので、この価格になっているところです。以上です。

他にございませんか。はい。それでは、採決を行ないます。許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号2番、3番については、原案どおり許可することを決定いたします。

続きまして、番号4番につきまして、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 はい。○番委員の○○です。それでは、番号4番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上、説明を終わります。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いいたします。

事務局 はい、それでは説明をいたします。地図につきましては、5ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明します。まず、地図の上にありますのが○○川になります。左上に○○橋。右上に○○堰があります。真ん中にあるのが、○○集落になります。申請地につきましては、まず○○橋を渡って、周辺に3筆。○○集落の近くに1筆。右上の○○堰の周辺に1筆の合計5筆となります。場所の説明は以上となります。

会 長 はい。続きまして、○番委員の○○委員から農地法上問題がないか、説明をお願いいたします。

○ 番 はい。○番委員の○○です。それでは、今回の申請である使用貸借権設定10年について農地法上問題がないか、説明をいたします。今回の申請は、譲渡人である○○さんが、経営移譲年金受給のため、息子さんである○○さんと農地の使用貸借権を再設定するものです。契約の種類としましては、使用貸借権設定10年です。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、コンバイン、田植え機等を所有しており、すべての農地を効率的に利用される計画ですので、問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度となっており、取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が13,892平方メートルで下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってありますので、○番委員の○○委員から説明をお願いいたします。

○ 番 はい。○番委員の○○です。先月の3月29日に会長、○○委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回、申請されている農地は○○地区内に5筆あります。この申請農地には、米、麦、大豆の栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま、○番委員の○○委員から現地調査の報告。また、○番委員の○○委員から、農地法第3条第2項の各いずれにも該当しないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。
(はい)

それでは、採決を行ないます。許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号4番につきましては、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号5番につきまして、○番委員の○○委員から説明をお願いします。

○ 番 はい。○番委員の○○です。農地法第3条許可申請書審議調書、5番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上で説明を終わります。

会 長 はい。それでは、申請土地の位置を事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。それでは説明いたします。地図につきましては、6ページに添付しておりますが前のスクリーンで説明をいたします。まず、右下から、画面右下から左側に向かって通っているのが県道○○線となります。画面右上から画面左上に向かって走っておりますのが国道○○号線となります。国道○○号線の隣に○○電気があります。申請地。画面の右下に○○集落があります。申請地につきましては、○○集落の周辺に4筆。○○方面に向かう途中に1筆。県道○○線側から国道○○号線に向かって、○○電気に向かう途中に3筆となっております。場所の説明は以上となります。

会 長 はい。続きまして、○番委員の○○委員から農地の使用貸借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いいたします。

○ 番 はい。○番委員の○○です。今回の申請である使用貸借権設定について、農地法上問題がないか、説明いたします。今回の申請は、譲受人である○○さんが、経営移

譲年金受給のため、息子さんである〇〇さんと農地の使用貸借権を再設定するものです。契約の種類としましては、使用貸借権設定10年です。申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地について小作契約はありません。

②については、トラクター、噴霧器、管理機等を所有しており、すべての農地を効率的に利用される計画ですので、問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり取得後の農地を適正に管理することに、何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が8,336平方メートルで下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 はい。現地調査を行ってありますので、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

12 番 はい。〇番の〇〇です。先月の3月29日に会長、〇〇委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。今回、申請されている農地は〇地区内に11筆あります。今回の申請農地には、米、ニラの栽培を計画されており、周辺の営農に支障をきたす恐れがないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま、〇番委員の〇〇委員から現地調査の報告。また、〇番委員の〇〇委員から、農地法上問題ないか説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。

(はい)

それでは、採決を行ないます。許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。番号5番につきましては、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条許可申請書審議についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、資料7ページをお願いいたします。議案第2号、農地法第4条許可申請書審議について。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。平成29年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 はい。それでは、議案第2号、農地法第4条許可申請書審議調書番号1番についてを審議をしたいと思います。〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

○ 番 議案第2号農地法第4条の規定による、許可申請審議調書番号1について説明いたします。

(申請人・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由契約の種類を読上げ)
以上で説明を終わります。

会 長 はい。それでは、事務局から申請地の位置の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明いたします。地図につきましては、9ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。まず、地図右上に〇川が流れております。〇川に架かっておりますのが〇〇橋となります。〇〇橋から〇〇農道を行きまして、画面中央に〇〇集落があります。申請地につきましては、〇〇農道を〇〇方面に行きまして、県道〇〇線と交差する4差路から〇〇方面へ少し行った所に2筆あります。場所の説明は以上になります。

会 長 はい。それでは、転用申請にかかる可否の判定について説明をお願いいたします。

○ 番 はい。〇番委員の志垣です。それでは、説明します。今回の申請者は、甲佐町大字〇〇番地に住んでおられる〇〇さんです。申請の目的としましては、〇〇集落の北側にある畑2筆を山林にするための転用申請です。今回の申請地である畑については、東側が山林に隣接しており日当たりも悪いため、作物の栽培が難しい状況にあります。このため、農地から山林に転用したいということで今回の申請となったところです。転用申請にかかる可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題ないかどうか説明いたします。それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請にかかる可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は振興農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとはいえません。このため、農地法第4条第2項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、事業計画、資金計画が添付されており、事業の実現性についても問題ないと思われます。

④については、転用目的が山林であるため造成計画はなく、土砂の流失・崩壊など隣接する農地または農業用施設の機能に及ぼす恐れはないと思われます。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません
以上で説明を終わります。

会 長 はい。これも現地調査を行ってありますので、〇番委員の〇〇委員から説明をお願いいたします。

○ 番 はい。〇番委員の〇〇です。先月の3月29日に会長、〇〇委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請地は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっ

ていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとはいえません。また、今回の申請は山林への転用ということですが、申請地は東側の山林に隣接する農地であるため周囲の農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障をきたす恐れのないことを報告いたします。

会 長 はい。ただいま、○番委員の○○委員から現地調査の報告。また、○番委員の○○委員から、転用申請にかかる可否の判断である農地法第4条第2項各号について、問題はないと説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

会 長 はい。○番、○○委員。

○ 番 現在、なんですかね。植えてあつとは。

事務局 委員さんと現地調査に行った時確認したのですが植林されていたのは桐です。

○ 番 桐。

事務局 はい。

○ 番 今度は何を植えるわけですかね。

事務局 いや、本来は転用申請をしたあとに植えるのですが、今回は事前に植林されているので追認案件ということになります。事後承諾ということになります。

○ 番 周辺には何も影響ないですかね。

事務局 周辺の状況としては、左手のほうが台帳も現況も山林となっています。

○ 番 山林ですか。

会 長 あの現地調査に行きましたけども、問題はないと思います。

ほかにありませんか。ないようですので当農業委員会としましては、許可相当という意見をつけて県に送付したいと思いますがよろしゅうございますか。

(はい)

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について を議題といたします。事務局長から説明をお願いいたします。

事務局長 はい。資料のほう、10ページをお願いいたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見の決定を求めるものでございます。平成29年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。1枚めくって11ページをお願いします。町長から来ました諮問の文書でございます。甲産第2456号、平成29年3月27日付、甲佐町農業委員会会長宛て、甲佐町長名です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、諮問ということで。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問をいたします、と

いうものでございます。次のページをお願いします。12ページです。農用地利用集積計画総括表、平成29年度第1回でございます。まずは、農地利用集積計画の総括表ですが、今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定の3年が田で6筆の7,871平方メートル、6年の田が7筆で8,673平方メートルで合計としまして、田の13筆16,544平方メートルとなっています。また、賃借権の新規につきましては、5年の田が3筆の5,370平方メートル。10年の田が15筆の19,327平方メートルで賃借権の新規の計としましては、田が18筆で24,697平方メートルです。利用権設定に伴う賃借権の再設定、新規の小計としまして田で31筆の41,241平方メートルとなります。使用賃借権につきましては、今回はありませんので今回の利用権設定の合計としましては、田の31筆41,241平方メートルとなります。委員の皆さまに審議していただきますのは、新規の案件となります。その他詳細につきましては、事務局から説明をいたします。

会 長 はい。それでは、13ページの議案第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について を議題といたします。番号1番、2番については相手方（譲受人）が同一ですので一緒に審議をしたいというふうに思います。それでは、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、番号1、および2について説明をいたします。この案件につきましては、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく申請になります。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ）以上です。

次に、申請位置の状況について説明をいたします。

地図につきましては、14ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。地図の下に県道〇〇線になります。その右横が〇〇集落で、左横に〇〇集落があります。地図の右が〇〇集落です。申請地につきましては、県道〇〇線から〇〇集落に向かって3筆。右手に3筆。県道〇〇線を〇〇集落から〇〇方面に向かって1筆。〇〇集落と県道〇〇線沿い8筆あります。

続きまして、譲受人の状況について説明をいたします。番号1、番号2の譲受人である農事組合法人〇〇は認定農業者で〇〇集落の中心的経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農の内容としましては、米、麦、大豆を栽培されておられます。今回の申請地には、米の計画、あるいは大豆の計画をされており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただ今、事務局から番号1番、番号2番についての説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

（はい）

はい。質問もないようでございますので、それでは原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番、2番については原案どおり承認をいたします。

続きまして、番号3番について審議をします。事務局から説明をお願いしたいと思いますが、この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、また、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、委員会の委員、また委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができないとあります。この案件の相手方(譲受人)は、〇〇委員の〇〇さんですので、〇〇さんは審議が終わるまで退席をお願いいたします。

(井上委員の退席を確認後)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

番号3について説明をいたします。この案件につきましても、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化法に基づく農地の貸し借りになります。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。地図につきましては、15ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。

地図左側を国道〇〇号線が走っており、左上から右側に向かって〇川が流れております。地図の真ん中付近にありますのが〇〇集落となります。申請地は、国道〇〇号線から〇〇集落に入った県道〇〇線を通りまして〇〇川寄りのほうに1筆あります。

次に、譲受人の状況について説明をいたします。番号3の譲受人(相手方)でありますけれども、〇〇さんは〇〇集落の人・農地プランにも位置付けられ、〇〇集落の中心的経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農の内容は、米、野菜の栽培をされています。今回の申請地にも、米、野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長

ただいま、番号3番について事務局から説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。はい。質問もないようでございます。それでは原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号3番については原案どおり承認をいたします。続きまして、番号4番について審議したいと思います。すみません。〇〇委員の入室を認めます。

続きまして、番号4番について審議をしたいと思います。事務局から説明をお願

いしたいと思いますが、この案件につきましても、3番と同じ理由で私がこの案件の相手方（譲受人）でございますので、私はこの審議が終わりますまで退席をしたいと思います。なお、議案審議の進行につきましては、職務代理者である〇番委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、退席します。

（会長退席確認後）

職務代理者 ただいま、会長から説明がありましたが、農業委員会等に関する法律第31条、また、甲佐町農業委員会会議規則第11条の規定によりまして、会長は議事に参加できませんので、私が議事の進行を務めさせていただきます。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 番号4について説明をします。

この案件につきましても、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りになります。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請位置の説明いたします。

地図につきましては、16ページに添付しておりますが、前のスクリーンにおいて説明いたします。まず、地図右上が〇〇集落で、地図右下の〇〇の変則5差路から左に向かいまして県道〇〇線が走っております。

申請地は、県道〇〇線に隣接する〇〇方面に1筆。〇〇方面に2筆の計3筆になります。場所の説明は以上となります。

次に、譲受人の状況について説明をいたします。番号4の相手方（譲受人）である〇〇さんは、認定農業者で〇〇集落の人・農地プランにも位置付けられている中心的経営体として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、〇〇経営で水田には〇〇作物、畑地においても〇〇作物を栽培されています。今回の申請地にも、〇〇作物の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上でございます。

職務代理者 事務局から番号4について説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。はい、どうぞ。

〇 番 貸付年数の5年についての説明をお願いします。

事務局 農地を貸す場合については、本来は土地所有者が貸すということになりますけれども、この案件についてはまだ相続登記が出来ていないため、相続権がある方の2分の1以上の方が貸出す書面に同意し、代表者の方が貸すことになります。

このため、通常は農地中間管理機構を活用した場合は10年間の貸し借りですが例外措置として5年間の貸付ということで、今回の申請になっているところです。以上でございます。

職務代表者 はい。よろしいですか。

○ 番 はい。

職務代理者 そのほかに何かご質問ございませんか。

○ 委員 例えば3人兄弟がおったら、2人のが同意すれば良いということですね。

事務局 はい。2人以上の方が同意されれば、貸付ができます。

○ 委員 ちょっと今、そのことで気になっているのがあるのですが、亡くなったけど移動してないのがあるのですね。兄弟が3人いますが、この3人のうちの2人が同意すると貸し出すことが出来るということですね。

事務局 貸し借りはオッケーですけれど。

推進委員 中間管理機構を通してですけれど。

事務局 はい。

○ 委員 中間管理機構に貸し出せるということですね。

事務局 貸し出しは可能ですけれど、登記をする場合については全員の方の承諾が必要となります。

○ 委員 登記する場合は、別ですか。

事務局 はい。全員の承諾が必要ということです。

職務代理者 よろしゅうございますか。

○ 番 もう一ついいですか。今、10年の場合は交付金が支払われると言われましたが、5年の場合もあるのですか。

事務局 いえ。5年の場合はありません。

10 番 全くないと。

事務局 はい。

10 番 分かりました。

職務代理者 そのほかにご覧いませんか。それではないようでございます。原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号4については原案どおりの承認といたします。それでは宮川会長の入室を認めます。

会 長 それでは、引き続き審議したいと思います。番号5番から7番までは、相手方が同一でありますので、一緒に審議をしたいと思います。この案件も、相手方は〇〇でございます。代表者は〇〇さんでございますので、3番、4番同様の理由で退席をお願いいたします。

れでは、事務局から説明をお願いをいたします。

事務局 はい。それでは、番号5から番号7について説明をいたします。この案件につきましても、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し

借りになります。それでは、説明をいたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借の開始、終了・貸付年数・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に場所の説明をいたします。

地図につきましては、17ページに添付しておりますが前のスクリーンにおいて説明いたします。まず、画面右側から左上に向かいまして〇〇川が流れております。この川に架かっておりますのが、〇〇橋になります。この橋を渡り右側に向かう道路が県道〇〇線です。この路線に2筆、その右側に〇〇がありますがその裏手に1筆の計3筆となります。場所の説明は以上となります。

次に譲受人の状況について説明をいたします。番号5から番号7までの譲受人である〇〇は認定農業者で人・農地プランにも位置付けられ、〇〇集落の中心的経営体として農業を頑張っておられます。今回の、主たる営農内容は、米、麦、大豆を栽培されております。今回の申請地にも、米、麦、大豆作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。以上です。

会 長 ただいま、事務局から番号5番から番号7番についての説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。ありませんか。

（はい）

はい。それでは原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい。全員賛成と認めます。それでは、番号5番から7番までは原案どおり承認をいたします。〇〇委員の入室を許可いたします。

続きまして、議案第4号農業振興地域整備計画変更に伴う意見についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いいたします。

事務局長 はい。資料のほう、18ページをお願いいたします。議案第4号、農業振興地域整備計画変更に伴う意見の徴収について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき別紙のとおり諮問があったため、意見の決定を求めるものでございます。平成29年4月10日提出。甲佐町農業委員会会長名でございます。19ページをお願いいたします。町長から会長宛ての諮問文書です。甲産第2246号、平成29年3月24日付、農業委員会会長宛て、甲佐町長です。農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について諮問ということで、このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農地法上問題ないか諮問します、というものでございます。諮問の詳細につきましては、事務局のほうから説明をいたします。

事務局 それでは説明をいたします。20ページの農業振興地域整備計画の変更に係る土地というところをご覧いただきたいと思います。番号1です。

(変更しようとする土地の所在・農用地区域の番号、用途区分、変更後の土地の用地、変更しようとする理由を讀上げ)

続きまして、場所の説明を申し上げます。

事務局 地図につきましては、25ページに添付しておりますが正面のスクリーンにおいて説明いたします。スクリーンの中央を〇〇線が走っており画面上側が〇〇方面、また画面下側が〇〇方面となります。

道路の沿線に〇〇会社、〇〇会社、〇〇会社がありますが、申請地につきましては、〇〇会社の隣接している隣の地番となります。場所の説明につきましては以上となります。

事務局 次に諮問の内容について説明をいたします。今回、諮問されている農業振興地域整備計画の変更に係る内容といたしましては、〇〇会社が甲佐町〇〇番地の〇〇86平米を〇〇として利用されておりましたけれども、〇〇により敷地が手狭になったため、〇〇するために農振農用地から除外した場合、農地転用するのに農地法上問題がないか甲佐町長から諮問がきているところでございます。農地の状況としましては、〇〇地内にある農業公共投資がなされている農地で、また一団の広がりも10ヘクタールの農地にも隣接しているため、農地区分は、第1種農地に該当すると思われます。第1種農地の転用は、原則として許可できませんということになっておりますけれども、例外規定がございますので、一定の要件を満たすと例外的に許可することが出来るとなっております。で、今回の申請は、〇〇で農地法上の運用の規定、第2の1のイの(イ)のeの(e)の〇〇に該当するかと思われます。以上です。

会 長 事務局から農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、甲佐町長から諮問案件、番号1番についての説明がありました。これより質疑に入ります。何か質問がありましたら挙手をお願いいたします。ありませんか。

(はい)

質問もないようでございます。それでは、この案件につきまして許可相当か、または不許可か決定したいと思います。許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、当農業委員会としましては諮問案件番号1番については許可相当ということで甲佐町長へ答申をしたいと思っております。

続きまして、番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、番号2について説明をしたいと思っております。

まず20ページから順番に説明を申し上げます。

今回の農業振興地域整備計画の変更に係る内容といたしましては、町が熊本地震で被災された皆さんのために作る〇〇及びそれに付随して〇〇。その他、大規模災

害に備えた防災公園です。

皆さんの中には、聞かれた方もいらっしゃるかもしれませんが、〇〇の東側が申請地になります。それでは説明をいたします。

(変更しようとする土地の所在・農用地区域の番号、用途区分、変更後の土地の用地、変更しようとする理由を讀上げ)

次に場所の説明をいたします。

場所につきましては、23ページに添付しておりますが正面のスクリーンにおいて説明いたします。画面中央を上から下に国道〇〇号線が走っています。画面中央に〇〇があります。申請地につきましては、〇〇の裏手に16筆あります。以上です。

事務局

続きまして、諮問されている農業振興地域整備計画の変更に係る内容としたしましては、先程少し説明をいたしましたけれども、農地が14筆の16,325平米と用悪水路が936平米ありますが、これを被災者の皆さんのために整備する〇〇及びそれに付随して〇〇。その他、大規模災害に備えた防災公園に整備するため農業振興地域からの除外の諮問が甲佐町長からされているところです。

農地の状況といたしましては、〇〇地内にある農業公共投資がなされている農地で、また一団の広がりも10ヘクタール以上の農地にも隣接しているため、第1種農地に該当すると思われますが、その農地法上の読み替え区分で、第1種農地にあっても、その300メートル以内に公共施設ある場合は、第1種農地であっても第3種農地に読み替えることができるというふうになっております。

第3種農地の運用規定については、運用の手引きの第2の1のエの(ア)のaの(b)のⅢというところに、申請に係る農地からおおむね300メートル以内に〇〇の施設がある場合には該当するということになっております。

また、第3種農地の転用については可能ということになりますが、この案件につきましては開発面積が16,000平米となっています。

開発行為が10,000平米を超えますと開発行為の協議が必要となりますので、農地からの転用申請をされる際は、この申請も必要なのではないかと思えます。

概略は以上でございます。

会 長

ただいま、事務局から農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、甲佐町長からの諮問の案件、番号2番についての説明がありました。何か、ご質問ございませんでしょうか。ありませんか。

質問もないようでございます。それでは、この件につきまして許可相当か、また不許可相当か決定したいと思います。許可相当に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、当農業委員会としましては、諮問案件番号2番について、許可相当ということで甲佐町長へ答申をしたいと思えます。

続きまして、議案第5号甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 資料27ページをお願いします。議案第5号、甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について、甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）を別紙のとおり作成したので、意見の決定を求めるものでございます。平成29年4月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。以上です。

会 長 それでは、議案第5号、甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、28ページをお願いします。平成29年度の甲佐町農業委員会の業務スケジュール（案）を作成しています。

まず、一般事務としましては毎月1回定例会の開催を挙げています。

次に、皆さんたちの活動につきましては冒頭に会長の御挨拶がありましたように、農業委員さん、あるいは最適化推進さんの役割として農地利用の最適化の推進を図っていただきます。

具体的には、年間スケジュールとしていつ何をするかというのを入れておけばよかったのですが、年間計画となると難しいところもありますので必要に応じてその月々に、皆さんたちにどういう活動をしてもらうかお話をしたいと思います。

その他、皆さんたちがかしなければならない業務としては農地法関係で、3条、4条、5条の斡旋とか、あるいは紛争があったときの調停。あるいは紛争の解決というのがございます。それと、農家台帳の整理。これは事務局でやっていきますけれども、いろんな事情で農地が農地でなくなる場合、あるいは農地が移動した場合など、これを農家基本台帳に基づいて整理をしておくことが必要となります。

農地パトロールについては、去年は違反転用に基づくパトロールはできませんでしたが、今年を行う計画です。

利用状況調査については、去年は皆さん方をお願いするのが少し時間的に遅くなり9月に農地の状況調査ということでお願いをしておりますが、これについては毎年1回状況調査をするということになっておりますので、今年はできたら8月から9月ぐらいにはしたいなというふうに考えております。

利用意向調査については、昨年度はできませんでしたので本年度は利用状況調査をして、利用状況がされていない農地については意向調査を兼ねていくということと進めたいと考えています。これにつきましては、農地を適正に管理する必要がありますので、その意向を聞いて、自分で解消するのか、あるいは第3者に解消してもらうのかをすみ分けをしていく必要がございます。

仮に、自分で解消すると言ってしなかった場合とか、あるいは誰も貸さないというままにして農地を荒らしたままにしているというところについては勧告をする

必要がございます。

最悪の場合については、課税の強化の措置が図られるということで課税強化策として税額の1.8倍までするというような措置を法で国が定めております。

委員の皆さん方には、御迷惑をおかけするかもしれませんが利用状況調査、意向調査を更によりしくお願いしたいと思います。

委員の皆さんの研修等については、5月には新任の農業委員さん、あるいは最適化推進委員さんの研修が含まれております。それと、全国農業委員会の会長大会とか、あるいは県農業会議の会長会議とかいうのが予定されていますが、これは農業委員の皆さんたちの知識の向上、資質の向上を目指して研修会を組んでありますので、それに参加したいと考えているところでございます。

その他、町独自の研修として農業委員会、最適化推進委員会の研修を計画しています。時期については、まだはっきりしたところは決めておりませんが9月くらいが一番皆さんたちは時間的に余裕があるのかなということで、9月に予定をさせていただくなと思っていますところでございます。

それと、業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定。これは、皆さんの業務として農地利用の集積、集約化に務めることが重要ということで位置付けられておりますので、一年を通じて農家の皆さんの貸し手、あるいは貸し手の掘り起こし等をしながら利用集積につなげていきたいというふうに考えております。

その他、農業者年金の推進です。これについては、昨年度は加入実績が上がっていませんでしたので、今年は頑張っていきたいというふうに思っております。

できれば全国表彰までいただけるようにがんばろうかなと思いますので、この農業者年金の推進のお二人はもちろんのことながら、各種委員さん、あるいは最適化推進委員さんの御協力をいただいて、この年金の加入促進を図って行こうと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、人・農地プランについては町の農業振興をはかる上では、その地域の実状が分からないとできませんので、実情を知るため町が地域の皆さんとの話し合い活動をだいたい10月から翌年の1月から2月頃まで組んで実施しています。

これについては、農業委員さん、最適化推進委員さん達は自分のところとばかりだけでなくすべての地域でもけっこうですので、人・農地プランに参加しながら皆さんたちが持っておられるノウハウを、農家の皆さん、あるいは町の皆に伝えながら、いい計画になるように参加していただきたいと思います。

それと、農地管理対策委員会、農政対策委員会、営農対策委員会については、1番は営農対策委員会の標準賃金を定める必要がありますので、営農対策委員会の皆様におかれましては、また集まっていただいて、その会議をしたいというふうに考えております。今年是最初、冒頭に会長の御挨拶にもありましたけれども、極力、

農業委員会の責務が非常に強化されておりますので、それに向かって今年1年がんばりたいと思いますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

長くなりましたが、今年取組については以上でございます。

会 長 ありがとうございます。今、事務局から甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)についての説明がありましたが、これについて何か、質問、また御意見ございましたらお聞きしますが、ないですか。

私たち農業委員、または最適化推進委員につきましては昨年4月から農業委員会等に関する法律の法改正ということで責務として農地利用の最適化にとっても業務位置付けされておりますし、その強化も図らなければならないというようなことになっておるところでございます。

甲佐町の農業委員会としまして、ただいま事務局のほうから説明がありましたように、定例会における農地移動等の厳正な審査はもちろんでございますが、農地法に基づき、担い手への農地利用集積、また集約化の推進。それから農業者の将来の生活設定に役立てるよう農業者年金への加入促進。

また、甲佐町の農業振興が図られるような各種会合等に積極的に参加をしたい。農業委員、最適化推進委員の資質向上のため、研修会等にも積極的に参加をしていきたいと考えておりますので、どうぞ皆様方からの御意見等をお聞きしながらやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

取組につきましても何かこう意見ございましたらお聞きしますけれども、一年間こういうことを掲げながら進んでいきたいという考えでございます。

皆さん方からの御意見がなければ、ただいま申しました甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について、原案どおり決定することに賛成の方の挙手を求めたいと思います。(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、スケジュール(案)につきましては、原案どおり承認をいたしますので、(案)を消していただきたいと思います。

それでは、本日の協議はすべて終わりました。

これをもちまして、第1回定例農業委員会総会を終了します。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員	議	長
	13	番
	14	番